(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（財務諸表等規則第142条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）

［(f)～(i)　略］

(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第199条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

(k)　［略］

(l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第200条第１項の規定により注記しなければならない潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。）

［(m)・(n)　略］

(o)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第180条において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第181条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(p)～(r)　略］

(s)　現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高

［削る。］

c　提出会社が特定事業会社である場合には、第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6)　事業の内容

a　当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

b　⑱ｈの規定により半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第三編から第六編までを除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。ｄにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数ある

(e)　持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）

［(f)～(i)　同左］

(j)　１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(k)　［同左］

(l)　潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条の２第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額をいう。）

［(m)・(n)　同左］

(o)　自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあっては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第50条の２において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び四半期財務諸表等規則第51条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

［(p)～(r)　同左］

(s)　現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高

d　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合を除く。）には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、ｃにおいて記載した場合はこの限りでない。

e　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第２四半期会計期間）である場合には、第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6)　［同左］

a　当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準又は修正国際基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

b　⑱ｈの規定により第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成を開始した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。ｄにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当